

■申告時に必要なもの

- | | |
|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード、運転免許証などの身元確認書類 | <input checked="" type="checkbox"/> 税務署から送付された利用者識別番号の通知書
※利用者識別番号を取得している場合 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 前年中の所得金額の計算に必要な収入や必要経費が分かる書類 | <input checked="" type="checkbox"/> 前年中に支払った各種控除に必要な領収書、証明書など
※医療費控除の適用を受ける場合は、明細書を作成してください |
| ・給与所得の源泉徴収票、公的年金などの源泉徴収票 | <input checked="" type="checkbox"/> 振込先口座番号（申告者本人名義）が分かるもの
※所得税が還付となった場合に必要です |
| ・事業（営業・農業）、不動産の収支内訳書 | |
| ※事前に収支内訳書を作成してください | |
| ・その他、収入金額や必要経費が分かる書類 | |

■市民税・県民税の申告が必要な人

- 1月1日現在、市内に住所のある人で、次のいずれかに該当する人は、所得税の確定申告をしない場合、毎年3月15日までに市民税・県民税の申告書を提出してください。
- 前年中に収入のない人で、国民健康保険に加入されている人や、年金、福祉、教育、融資、扶養関係などで所得・課税に関する証明書などが必要となる人
 - 給与・年金以外の課税所得がある人（不動産、営業、農業、一時、個人年金、報酬、配当など）
※所得金額の多寡にかかわらず申告が必要です
 - 上場株式の譲渡や配当で特定口座（源泉徴収あり）を選択している場合など、申告が不要になる場合があります。詳しくは、お問い合わせください
 - 給与所得者（パート・アルバイトを含む）で次に該当する人
 - ・勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない人
 - ・前年の中途で退職したため年末調整がされていない人で、各種控除の適用を受けようとする人
 - 各種控除の適用を受けようとする人
 - ・医療費控除や社会保険料控除などの各種控除の適用を受けようとする人
 - 配当割および株式等譲渡所得割が特別徴収され、還付または税額控除を受けようとする人

■市民税・県民税の申告の必要がない人

次のいずれかに該当する人は、市民税・県民税の申告書を提出する必要はありません。

- 所得証明が必要などの理由で、申告書の提出を妨げるものではありません
- 所得税の確定申告書を提出した人
- 給与所得のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている人
- 年金所得のみで、年金支給者から市に公的年金等支払報告書が提出されている人
※ただし、医療費控除や社会保険料控除などの各種控除の適用を受けようとする人は、申告が必要です
- 前年の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の人
 - ・同一生計配偶者および扶養親族がない場合…38万円
 - ・同一生計配偶者、扶養親族がいる場合
同一生計配偶者および扶養親族の人数 1人… 82万8千円 2人…110万8千円 3人…138万8千円
4人…166万8千円 5人…194万8千円 6人…222万8千円
※7人目以降は、1人増えるごとに28万円を加算してください

■市民税・県民税の申告はご自身で作成することをお勧めします

パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて市民税・県民税の電子申告が出来るようになりました。電子申告であれば24時間申告が可能で、控除額の計算なども自動で行えます。申告会場の混雑解消のため、場所も時間も気にせず出来る便利な電子申告をお勧めします。詳しくは、市ホームページ「市民税・県民税・森林環境税の申告は便利な電子申告で（eLTAX）」をご覧ください。

また昨年、市民税・県民税の申告書を提出した人へ、1月下旬に申告書を送付します。申告書を紙で提出される場合は、以下の送付先へ郵送するか、税務課市民税室または各支所地域振興課市民生活室へ提出してください。

〈送付先〉 〒958-8501 村上市三之町1番1号 村上市役所税務課市民税室

申告相談の受け付けが始まります

申告相談期間：2月12日(木)～3月16日(月)

ホームページ



問税務課市民税室（☎75-8928）

荒川支所地域振興課市民生活室（☎62-3103） 神林支所地域振興課市民生活室（☎66-6112）
朝日支所地域振興課市民生活室（☎72-6885） 山北支所地域振興課市民生活室（☎77-3112）

※問の番号からは予約できません。電話での予約は必ず下記のコールセンターに電話してください

市での申告相談は会場の混雑緩和のために予約制となっています。市公式LINEもしくは予約専用コールセンターで相談日時を予約してください。

※コールセンターは、時間によってつながりにくい場合がありますので、ぜひ市公式LINEを利用してください

予約方法

- LINE（ライン） 希望日の前日午後3時まで予約を受け付けています。

（受付開始：1月16日(金)午前9時～17日(土)以降24時間受け付けます）

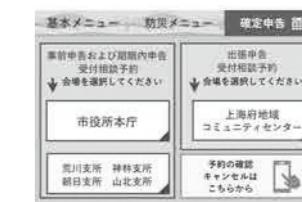
右の二次元コードを読み取るか、LINEアプリで「新潟県村上市」と検索して村上市公式アカウントを友だち登録してください。

次に確定申告メニューから希望する申告相談会場を選択して、日時などの必要事項を入力してください。

- 電話 希望日の2日前まで予約を受け付けています。

（受付開始：1月20日(火)午前9時～午後5時 21日(水)以降開庁日の午前8時30分～午後5時）

予約専用コールセンター（☎75-5576）に電話をかけて希望する会場や日時を伝え、予約した日時などを忘れずに書き留めてください。



出張申告相談

期日	対象者	時間	会場
2月9日(月)	主に上海府地区にお住まいの人	午前9時～11時30分 午後1時～3時30分	上海府地域コミュニティセンター（上海府連絡所）

事前申告・期限内申告相談

期間 (土・日曜日、祝日を除く)	受付内容	時間	会場
事前申告 2月12日(木) ・13日(金)	市・県民税申告 および確定申告 (還付申告のみ)	午前9時～11時30分 午後1時～4時 ※予約状況により早く終了する場合があります	・市役所5階 第5会議室 ・荒川支所2階 会議室 ・神林支所1階 神林保健センター ・朝日支所2階 第1会議室 ・山北支所 地域活動室
期限内申告 2月16日(月) ～3月16日(月)	市・県民税申告 および確定申告		

以下に該当する所得税の確定申告は、村上税務署の確定申告会場を利用して下さい。

- 青色申告 ●初めて住宅借入金等特別控除（「住宅ローン控除」）の適用を受ける申告

- 山林所得のある申告

- 土地建物、株式などの譲渡所得のある申告

※ただし、国や地方公共団体による収用の申告は受け付けます

- 先物取引に係る雑所得など、暗号資産（仮想通貨）取引に係る雑所得のある申告

- 雑損控除の適用を受けるための損失額の計算が済んでいない申告

- その他、高度な判断や計算が必要となる申告